

歴史は形を変えて繰り返す！歴史に学ぶ企業経営

知的財産権の歴史と 令和時代の知財戦略

その巻

今月号(その巻)

- 1 戦略的な知的財産権の利用
- 2 初代特許庁長官「高橋是清」
- 3 不平等条約改正の実現

次月号(その巻)

- 4 日本で最初の特許・意匠・商標
- 5 日本の十大発明家の一人「豊田佐吉」
- 6 令和時代の知財戦略

1 戦略的な知的財産権の利用

知的財産権(以下「知財」という)とは、知的創造活動によって生み出されたものを、創作した人の財産として保護するための制度です。「特許権」・「実用新案権」・「意匠権」・「著作権」・「商標権」などがあり、知財を戦略的に利用することで次の3つのメリットを受けられます。①アイデア・デザイン・ブランドを誰かが真似した場合、差し止め損害賠償の請求をすることができます(独占)。
②また大企業や他の中小企業等と連



高橋是清

中小企業診断士 馬淵智幸氏

●プロフィール(マブチ トモユキ)
中小企業診断士・MBA(経営学修士)
馬淵中小企業診断士事務所 所長
岐阜県知財総合支援窓口
窓口支援専門員
ブッシュ型事業承継支援強化事業
ブロックコーディネーター
会計事務所・銀行・コンサルの3者の視点から企業の課題を抽出し、事業発展・事業継続につなげる中小企業者支援を行っている。



携する場合は、適切な条件で契約を結ぶことができます(連携)。③さらに技術やブランドが自分のものであることを証明することで資金調達やM&Aの際に企業価値を裏付けることができます(信用)。
しかしこの知財を戦略的に利用している中小企業は少ないのではないのでしょうか。知財をもっと身近に感じてもらえるように知財の歴史について今月号と次月号でお話したいと思います。

2 初代特許庁長官「高橋是清」

1854(安政元)年江戸・芝露町に生まれ、1911(明治44)年に第7代日本銀行総裁、1921(大正10)年に第20代内閣総理大臣に就任し、1936(昭和9)年に発生した2・26事件によって凶弾に倒れ、亡くなった高橋是清が特許制度の日本への導入に力を注ぎました。

1874(明治7)年は清は、著作権について外国人から相談を受けました。その相談とは、当時外国人にはいわゆる治外法権が存在し、日本の法律は彼らには及ばず、それゆえ保護の途もないとのことでした。「外

国人は、日本人が外国品を真似たり、商標を登用したりして、模造品を舶来品のようにして販売していることを非常に迷惑に思っている。米国では発明・商標・版權の3つを知的財産と称して最も重要な財産としている。日本でも発明・商標を保護する必要がある」と聞いた是清は、工業所有権の重要性を大いに感じ、研究を進めました。
以後、商標制度・特許制度の制定に尽力し、幾多の困難を乗り越えて1884(明治17)年自ら商標登録所長となり商標条例を發布しました。また、特許制度についても翌年の1885(明治18)年専売特許所長を兼務して専売特許条例を制定しました。

3 不平等条約改正の実現

1888(明治21)年に農商務大臣となった井上馨が是清に、外国から輸入した新式の機械を保護するために、初めて輸入したものに専売特許を与えるような法律を作るように指示をしました。しかし是清は、「条約改正において日本から外国に求めるべき事は多いが、外国から日本に求めるものは少ない。発明の保護は

決定せずに残しておいて、条約改正の時にうまく利用する方が日本のためです。」と提言しました。以後、1894(明治27)年の日清戦争の勝利によって日本は列強から認められ、同年の日英通商航海条約締結によって不平等条約の改正が実現しました。1896(明治29)年には外国人からの特許出願が受け付けられるようになり、1899(明治32)年にはパリ条約に加盟することになりました。
特許制度は、発明をした者に対して、国が特許権という独占権を与えることで発明を保護・奨励し、かつ出願された発明の技術内容を公開して利用することで、産業の発達に寄与することを目的としています。是清の尽力によって知的財産権制度の基盤ができました。次月号では明治時代の知財の活用方法を紹介して、令和時代の経営戦略のひとつとして知財戦略の有効活用を考えます。

〈つづく〉

歴史は、今を経営する者がより良い事業を展開するために、先人が遺してくれた経営の鑑でもあります。

* 史実は諸説あります。本文とは異なる説もありません(ご了承ください)。
* イラストはイメージです。